

福岡市 オープンデータ の取り組みガイドライン

連絡先

福岡市総務企画局ICT戦略室ICT戦略課
電話：092-711-4105
Email: ictstrategy.GAPB@city.fukuoka.lg.jp

オープンデータとは？

1

オープンデータとは、「機械判読(*1)に適したデータ形式で、二次利用(*2)が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」のこと

なぜオープンデータ が必要なの？

近年、公共データの活用促進(オープンデータ)の推進により、

行政の透明性・信頼性の向上

国民参加・官民協働の推進

経済の活性化・行政の効率化

が三位一体で進むことが期待されています。

オープンデータって どんなデータ？

「オープンデータ」と言えるためには、

機械判読に
適した
データ形式

+

二次利用が
可能な
利用ルールで
公開されたデータ

である必要があります。この条件が揃うことで、
人手を多くかけずにデータの二次利用が可能
となります。

*1 機械判読: コンピュータによる読み取りや加工ができること
*2 二次利用: 公開されたデータの一部を改変して利用すること

2 オープンデータの動き・概観

- 2003** 2003【EU】
PSI再活用に関するEU指令
- 2008** 2008【OECD】
OECD勧告
- 2008.3【英】
Power of Information
タスクフォース開始
- 2009** 2009.1【米】
オバマ大統領「透明で
オープンな政府」の覚書
発表、Open Government
に関する連邦指令指示
- 2010** 2010.5【英】
キャメロン首相による
「透明性」アジェンダの発表
- 2010.5
新たな情報通信技術戦略
(IT戦略本部決定)
- 2010【仏】
首相直下タスクフォースEtalab設置
- 2011** 2011【仏】
サルコジ大統領による
「オープンデータ」に関する演説
- 2011.3
電子行政推進に関する基本方針
(IT戦略本部決定)
- 2012** 2012【米】
「デジタル戦略」発表、
非構造化データの公開推進
- 2012.7
電子行政オープンデータ戦略
(IT戦略本部決定)
- 2012.7
日本再生戦略(閣議決定)
情報通信技術の徹底的利用と
強固な情報通信基盤の確立
- 2012.12
電子行政オープンデータ実務者会議
構成員:内閣官房政府CIO(顧問)、
関係府省、有識者
- 2013** 2013.6【G8】
G8(英国ロックアーン)で
「オープンデータ憲章」発表
- 2013.6
日本再興戦略—JAPAN is BACK—
(閣議決定)
世界最先端IT国家創造宣言
(公表)

諸外国の主な動き



出所: <http://www.data.gov/open-gov/>

2009年以降、各国のオープンデータへの取り組みが活発になり、44カ国(2013年現在)政府がオープンデータ・ポータルサイトを開設し、公共データを公開しています。これら政府の取組を受けて、各国主要都市でも住民や来訪者の利便性を高めるための公共データ活用アプリ開発コンテストなどを行い、住民や民間企業による都市独自の新たなアプリケーションづくりが進められています。

主要国・地域の政府オープンデータ・ポータルサイト

data.gov.uk【英】、data.gov【米】、publicdata.eu【EU】、
data.gouv.fr【仏】、data.gov.sg【シンガポール】、data.go.kr【韓国】、
govinfo.nlc.gov.cn【中国】、data.one.gov.hk【香港】、
data.gov.tw【台湾】、data.gov.au【オーストラリア】

日本政府方針

IT社会に向けての法律と戦略

政府は情報通信技術によって大きくしかも急激に変化する社会経済構造に対応するために、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法成立(2000年)後、内閣総理大臣を本部長とする高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)を内閣に設置(2001年)して、府庁横断型の構成員と民間有識者によるIT施策が重点的に進められてきました。

東日本大震災の教訓

世界各国のオープンデータ化の動きが活発化する中、日本でもIT総合戦略本部が2012年に電子行政オープンデータ戦略を策定し、公共データの活用促進を図りました。東日本大震災ではソーシャルメディアを使った迅速な情報提供・入手が有効な手段であることが証明されましたが、一方では防災関連情報のデータが「コンピュータ処理できない」「様式・形式に統一性がない」などの理由で、情報を欲しがっている人に届かない、あるいは届くのにかかる時間がかかるといった問題点も浮き彫りになり、これらの教訓が電子行政オープンデータ戦略に活かされることになりました。

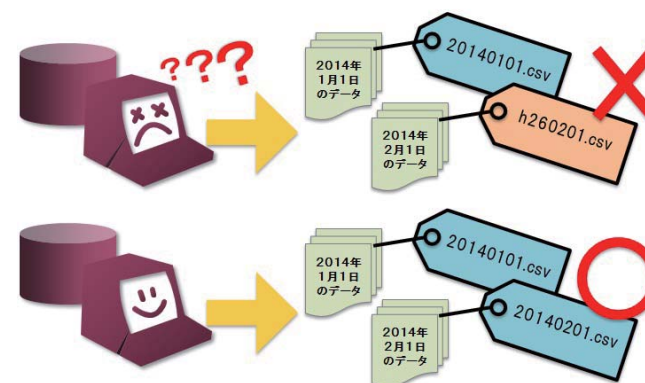
日本経済再生第3の矢

安倍内閣の「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」に続く「民間投資を喚起する成長戦略」(第3の矢)が、「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」として2013年に閣議決定され、同日発表の「世界最先端IT国家創造宣言」の中で「オープンデータ、ビッグデータ活用の推進」と「利便性の高い電子行政サービスの提供」についてのロードマップが示されました。これを受けて、政府のオープンデータ・ポータルサイト「data.go.jp」のテスト版を2013年に公開し、2014年に本格運用開始することになっています。

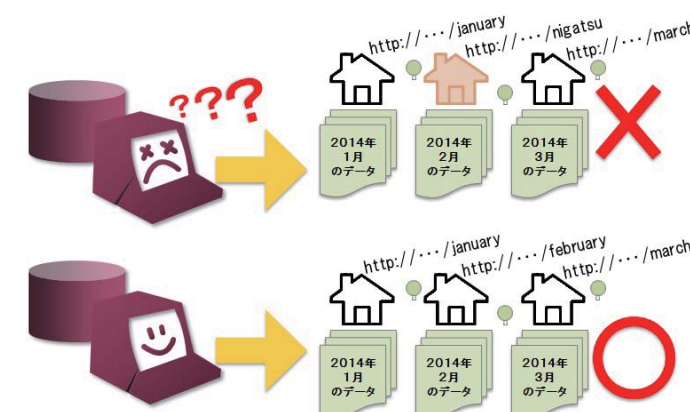
③ 機械的に探しやすいファイル名やアドレスにして下さい

人の目で見れば「同じもの、同類」とわかっていても、コンピュータには識別できない場合があります。例えば、平成26年1月の自転車登録台数と、2014年1月の自転車登録台数が同じものであることは、コンピュータにはわからないのです。また、一定期間ごとのデータを継続的に入手したいとき、「January」や「2月」のように期間の表現が混在しているのは、コンピュータは同じデータの継続と判読することができません。いずれは、福岡市全体でデータファイルの名称やURLを決める統一・標準化ルールが設定され、より二次利用しやすくなる方向に進みますが、それまではまず部署ごとの表現の統一化を図りましょう。

ファイル名を付ける時



URLアドレスを決める時



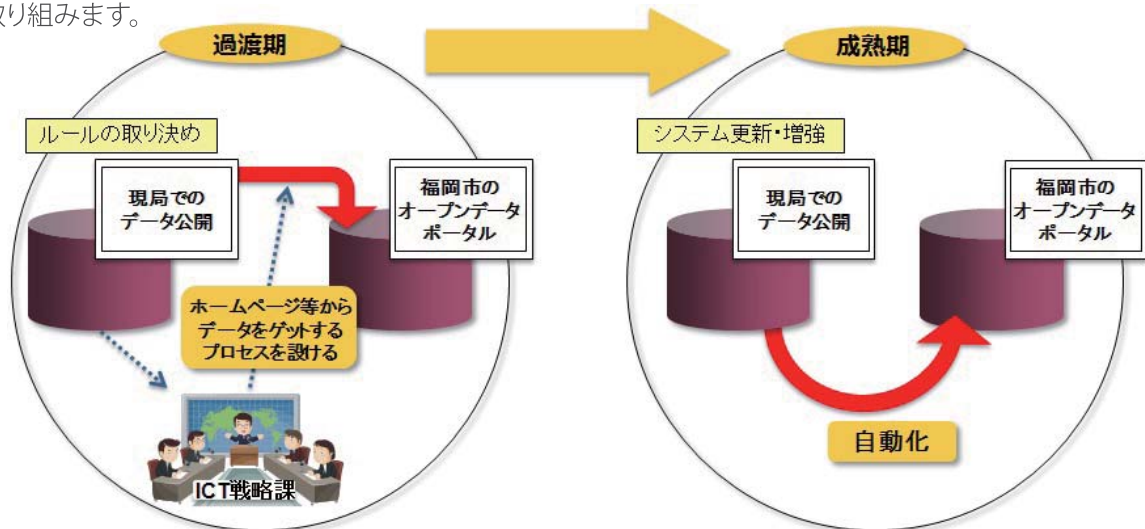
④ 現場の皆さんのデータに関するニーズをお知らせください

次のような日常の業務で感じているオープンデータのニーズがありましたら、ご意見をICT戦略課にお寄せください。

- * 市民からの問い合わせの多い情報やデータ
- * 現場において、公開することにより業務効率化につながる情報やデータ
- * 庁外に公開することは難しいけど、庁内で共有できると業務が効率化されるであろう他局のデータなど。

当面は現場の業務負担が増えない方法で進めます

各局のシステム更新・増強は既にスケジュール通りに進んでいますので、オープンデータのために更新・増強を強いることは考えません。データを取得しやすい一定のルールを定めた上で、ICT戦略課が主体となり、既存システムの能力の範囲内でまずは取り組みます。



① 「使っていい」旨明記して下さい

公開するデータは、「福岡市の利用規約(リンク表示)の条件の下、誰でも自由に使えます。」とのコメントを添え、二次利用の促進を図りましょう。数値データや簡単なグラフ、図などは著作権の対象となりませんが、福岡市が著作権を有するデータ(例えば、調査報告書など)や、第三者が著作権を有するデータ(例えば、地図など)は、その旨を明記しておきましょう。

利用規約の内容は次のようなものです。

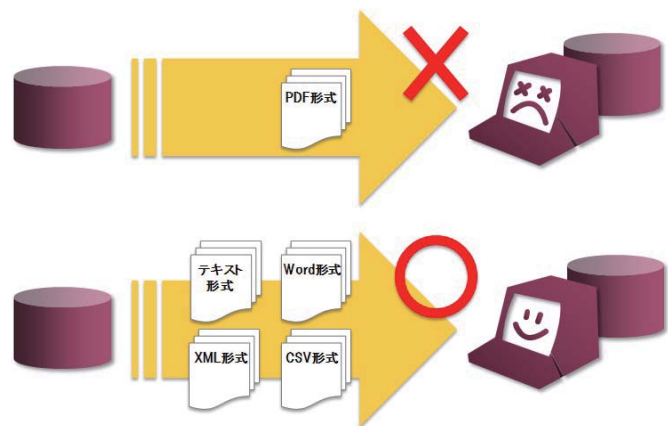
- 「著作権」のあるデータ等の扱いについて、二次利用する場合の【表示】の仕方など
- データ内容について保証はしない、データを利用したことによる損害に対する責任を負わない

② 使いやすいデータ形式で公開して下さい

なるべく多くの人に使ってもらうためには、使いやすいデータでなければなりません。コンピュータで見ることができ、数値データ、地図データ、文書、情報などを、なるべく人手や時間・コストをかけずに加工・編集などの再利用しやすくするためには、コンピュータが処理できるデータであることが望まれます。機械判読に適したデータとは、コンピュータが処理しやすい形式で作られたデータという意味です。

コンピュータが処理しづらいデータの例

よく使われるPDFは、文書や数値等を「画像表示」されたデータ形式です。画面に表示されたPDFから、人間は文字や表などを読み取ることができますが、コンピュータにはできません。そのため、PDFにある「表」や「図」を別の文書等に再利用したいときには、人の手によって再入力するなどの時間やコストがかかります。現在、PDFのみ公開しているデータは、今後はPDFの元となったデータ形式(ワードやパワーポイントなど)も、併せて公開しましょう。

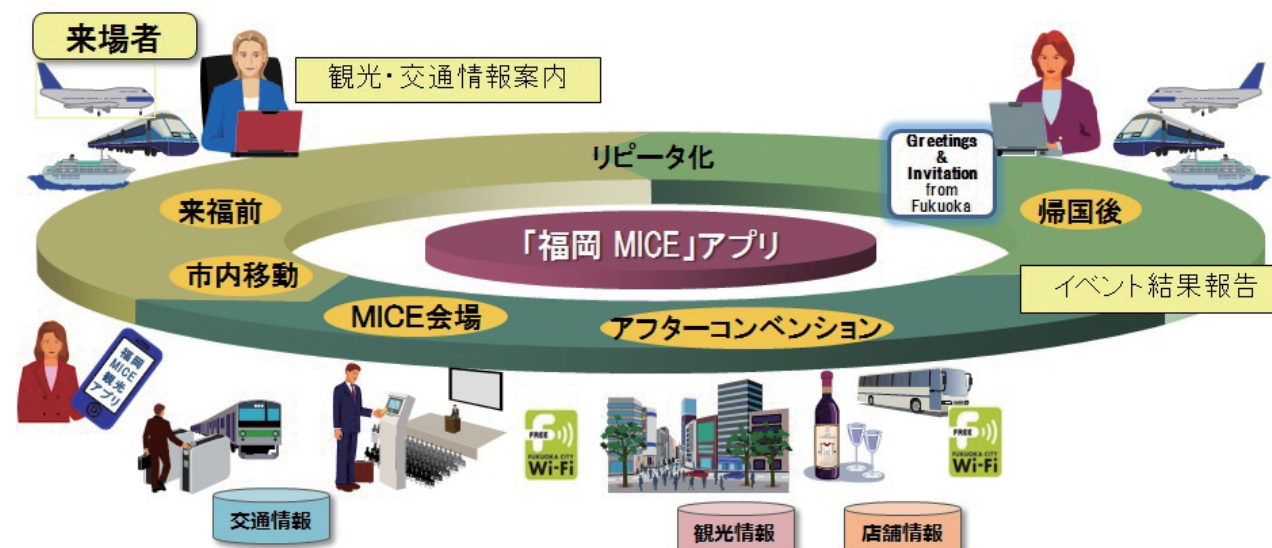


総務省では例えばこのように記載しています

- 電子行政オープンデータ推進のためのロードマップの概要 (PDF形式、PowerPoint形式)
- 二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン) (本体:PDF形式、Word形式、別添:PDF形式、Word形式)

公開されたデータを、市民や企業が自由に利用することで、市民生活や地域に密着した新たなサービスを、迅速に提供することが可能になります。アプリコンテストの事例から、福岡市の公開データを利用したアプリを2つ紹介しましょう。

事例① 福岡MICEアプリ(よかなび情報の活用)

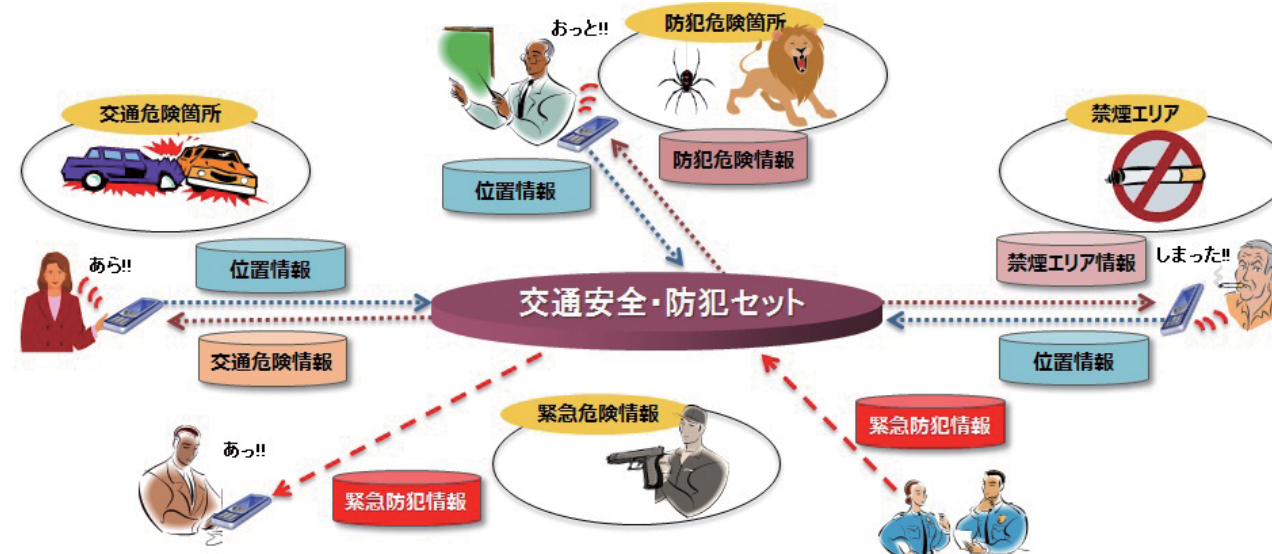


出所:福岡地域戦略協議会環境部「実証実験プロジェクト発表と今後の説明」資料を編集。

コンテスト優勝アプリに「よかなび」情報をプラスしてMICE利便性アップ

2012年に福岡市がホスト地域となった、都市開発ソリューションに関する国際アイデアコンペ(LLGA: Living Labs Global Award)では、市が提示したテーマ「スマートな国際会議開催地」に対して、28のアイデアが世界中から応募されました。このうち最優秀賞となったアプリを使い、「福岡・博多の観光案内サイトよかなび」から抽出したガイド情報を組み合わせた『Fukuoka MICE』アプリの社会実験を、「スマートモビリティアジア2013@福岡」で行いました。参加者からは自治体が保有している地域情報などを使ったアプリが、MICEや地域観光振興に有効であるとの評価を得ることができました。

事例② 危機回避アプリ(各種情報の活用イメージ)



出所:ビッグデータ・オープンデータ活用アイデアコンテスト受賞作品「危険回避アプリ」資料を編集。

「Webまっぷ」とスマホの位置情報によって身近な危険を回避するアプリ

福岡市が、武雄・千葉・奈良の3市と共にメンバーとなっているビッグデータ・オープンデータ活用促進協議会(2013年4月1日設立)では、それぞれの市がデータを公開して、防災・観光・健康分野の行政サービスに活用するアイデアを募集しました。福岡市が公開した「福岡市Webまっぷ」を活用した『危険回避アプリ』は、防犯危険箇所や交通事故多発時間帯、路上禁煙エリアなどをスマートフォンからの警告音などで知らせ、また付近の交番や見守る店などの位置も表示するというもの。2013年11月に行われた審査会で「福岡市長賞」に選ばれました。

オープンデータにより公開された公共データを、住民や民間企業等が活用しやすくするために、電子行政オープンデータ戦略において、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（通称：ガイドライン）」がまとめられました。

ガイドラインの主な内容

① データの活用を促進するルールが決められました

公共データを活用する場合、さまざまな制限があると使いにくくなります。ガイドラインではデータの著作権などについて次のように示されています。

- 各府省が公開する「文書」「数値データ」などは著作権の対象にならない。
- 国が著作権を持つ著作物は、広く二次利用を認める形で、利用方法についての考え方をあらかじめ表示する。（例えば：「資料名・出典を書けばOK」など）
- 各府省が今後新たに作成・入手するデータは、二次利用が認められるよう、事前に関係者との合意をとる。
- データの二次利用にあたり、「営利目的の利用はできない」、また「教育目的のみに限る」など、利用目的に制限を設けてはならない。
- 各府省が公開したデータを二次利用・三次利用した者に損害が生じた場合も、各府省は責任を負わない旨を明確にする。

② 機械判読できるようにして公開することが原則になりました

オープンデータを使ったアプリ開発などでは、コンピュータによる処理ができるデータかどうか利用促進のカギとなります。ガイドラインでは機械判読しやすさレベルを順次上げていく方針になっています。

- データの内容を示す用語や、表の形式などの統一（標準化）が望ましい。
- 機械判読に適していないデータでも「まず公開する」を原則とし、順次機械判読できる形式に変更していく。
- すでに機械判読に適した形式のデータは、より高度な利用が可能な形式での公開を拡大していく。
- 重点分野（白書、防災・減災情報、地理空間情報、交通・旅行・観光・引越・出入国など人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報）のデータ公開については優先的に取り組む。

③ インターネットで原則公開することとされています

ガイドラインでは、今後は公共データはすべて公開を原則とし、公開手段はインターネットによるとされています。

- 公開できない理由が明確なもの（個人情報・国家安全保障など、行政機関の情報開示に関する法律で不開示情報とされているもの）を除き、保有するデータはすべて公開する。
- 現在、インターネットにより公開しているデータについて、今後は機械判読に適したデータも併せて公開する取組からスタートする。（例えば：今までPDFだけ公開していたデータは、元のパワーポイントやワードなどのデータも併せて公開する）
- 今までインターネットを通じて公開されていないデータは、今後、利用者のニーズが高いもの、公開コストが低いものなどからオープンデータ化する。

福岡市のオープンデータ政策の長期的な方向性

国のオープンデータ戦略の目的は「透明性・信頼性の向上」「国民参加・官民協働の推進」「経済の活性化・行政の効率化」の3つ（表紙 1 参照）でしたが、福岡市では基礎自治体として市民サービスを重視するために、「市民の利便性向上と市民との協働」を第一の目標として設定し、第二第三の目標は国と同じく「経済の活性化・行政の業務効率化」「行政の透明性・信頼性の向上」とします。

目標	取り組む事業	関連するデータ
① 市民の利便性向上と市民との協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ポータル整備、データ公開と市民からのフィードバック対応 ・ベストプラクティスの創出 ・普及啓発、人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全安心データ ○交通・建設データ ○地図データ ○健康・環境データ など
② 経済の活性化・行政の業務効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ポータル整備、データ公開 ・コンテスト等の実施 ・庁内オープンデータ活用推進 ・産業界や他自治体とのデータ基盤の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所データ ○各種統計データ ○安全安心データ ○交通・建設データ ○地図データ など
③ 行政の透明性・信頼性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ポータル整備、データ公開 ・他都市との基盤共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○予算データ ○各種計画や計画執行情報 ○インフラ整備情報 など

福岡市のオープンデータ政策の方向性イメージ

福岡市は、最低限国のガイドラインに則した対応を行うことで、自治体としては先進的な位置を確立しつづけることを目指します。その進め方は、市の現場に負担をかけない仕組みを設けること、福岡市民のニーズの高い分野で一定の見える成果（ベストプラクティス）を作り出すこと、産学連携や他都市との連携を進めて多くの主体の活発なデータの活用を促すことを基本とします。

